$AT_{16}$ ＝ 0.0000

$AT_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0174

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$AT_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$AT_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$AU_n$　鉄道施設の整備に要する経費について地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AV_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00416

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00441

$AV_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00615

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00712

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}460\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 42 条第１項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年

$AT_{16}$ ＝ 0.0039

$AT_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0176

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$AT_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$AT_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0152

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

$AU_{令5}$　鉄道施設の整備に要する経費について地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第２条第９号に規定する鉄道事業再構築事業に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AV_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.0416

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0441

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}420\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 42 条第１項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年